

# 松本市在住の外国由来の住民の日本人住民との交流実 態および今後の日本の多文化共生化への展望

佐藤 友則

キーワード： 人手不足、多様性、自らの文化保持希望、日本人住民側の異文化理解のなさ、多文化共生意識の欠如

## 1. 研究の背景および目的

### 1-1. 日本における外国由来の住民をめぐる状況

2018年12月に日本全体で盛んな議論が行われている中で「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立した。いわゆる入管法改正である。この改正は2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（骨太方針）がベースにあり、成立は既定路線であった。むしろ18年6月に第8回経済財政諮問会議が内閣に行った答申が重要であり、その中で上川法務大臣（当時）が「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、幅広く即戦力となる外国人材を受け入れていく仕組みを構築する」と述べており、榊原定征委員は「人手不足がますます深刻になってきているが、我が国の生活基盤・社会基盤を維持するためには、外国人材の受け入れ拡大は急務」と発言している。

17年末の在留外国人数は2,561,848人であり過去最高を更新していた。それにも関わらず「外国人材の受け入れ拡大急務」との発言があるのは、17年の企業倒産の最大の理由が「人手不足」であったからである。少子高齢化がそれほどまでに日本経済の巨大な懸念材料として浮上し、それへの対抗策として以前より提案されていた「外国人材の受け入れ」が具体性を持った政策として社会の表層に出てきたのが18年12月である。その後、19年4月からは新たな在留資格「特定技能1」による受け入れが開始され、19年6月末の在留外国人数は2,829,416人まで増加した。18年末から半年での増加率は3.6%で、日本の総人口に占める割合は2.24%となった。

もっとも、上記の発言に見られるように、現状の外国人材受け入れは日本の人手不足対策の「人数合わせ」という見方が一般的であり、そこには「一人の人間として受け入れ、仕事のみでなく生活や地域での交流も含めて外国人材と共生していく」という考え方は希薄である。しかし、この傾向は妥当なものだろうか。外国人材受け入れは日本人の減少分を数字面でカバーする「差引勘定」で進めていいものなのか。スイスの作家マックス・フリッシュが20世紀中盤に述べた「我々は労働力を呼

んだが、やってきたのは人間だった」は日本でも同様の真理である。現状の受入れの方向性では、早晩、ドイツ等欧州諸国が陥っている移民問題を日本で再現することになる。外国人受入れは、人手不足対策の一面もあるが、日本社会の発展の新たな契機と捉えるべきである。つまり、外国人材がもたらす「多様性」を日本社会の沈滞ムード打開のキーとして最大限活用し、日本に世界でも稀な「安定して豊かな多文化共生社会」を実現させるのである。本稿では、多文化共生を上記のように位置付けて論じていく。

なお、公的に用いられている「在留外国人」という用語であるが、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法と記す）における「外国人」は「日本の国籍を有しない者」とされており、この用語は実態を正確に反映していないという問題がある。例をあげると、帰化により日本国籍を得た者は「日本人」とされ在留外国人にカウントされないが、身に付いた母語と母文化が帰化により消失するわけではない。本来の言語・文化を強く保持したままである。また、日本人の両親を持ち日本国籍を持っていても、外国で幼少期から長い期間を過ごし外国でアイデンティティが確立した者は母語も母文化も日本ではない。むしろ日本語習得が問題になるケースが多い。国籍をベースに外国人数カウントを行うと、このように「カウントからもれてしまう人」が多数生じる。そこで本稿では、より実態を反映させるべく「外国人」という用語を用いず、タイトルにもあるように「外国由来の住民」等の用語を用いることにする。

## 1-2. 松本市で外国由来の住民を対象にした調査

長野県松本市は総人口 238,104 人（19 年 11 月時点）の中規模地方都市である。外国籍を持つ住民数は 3,961 人（18 年 12 月時点）で比率的には日本全体を下回る。また、「韓国・朝鮮」と「中国」の 2 ヶ国がともに約千人で Top に並んでおり、静岡や群馬のようにブラジルや東南アジア出身者が多く、見た目ですぐに外国由来と分かる住民が多い地域とは異なる。松本市の一般市民には 4 千人近い外国由来の住民が共生しているという実感を持っていない者が多い。

松本市では 2010 年と 2014 年の 2 回、外国籍を持つ住民を対象にした調査が行われている。ともに『松本市多文化共生推進プラン』の策定のために松本市主体で行われた公的調査であり、10 年調査はアンケートのみであったが、14 年調査ではそれに加えインタビュー調査も行われた。本研究者は、研究課題「中規模地方自治体の多文化共生施策、特に日本語教育プログラムへの提言」が 14 年の科学研究費補助金事業に採択されたこともあり、上記 14 年のインタビュー調査には松本市に深く協働する形で参画した。そして 14 年インタビュー調査の「日本語教育面」での結果および知見は佐藤(2017)としてまとめた。しかし、14 年インタビュー調査で取り上げた「日本人住民との交流面」については記録に残る形で残されていない。しかし、そこには今後の多文化共生施策を考えていくうえで示唆を与えてくれる点が多くある。

## 1-3. 研究の目的

本研究では、松本市が 14 年に実施した外国由来の住民に対するインタビュー調査のうち、「日本人住民との交流面」に焦点を当てて結果を整理・提示し、そこに見られる問題点への解決策を検討し、松本市のような中規模地方自治体の多文化共生施

策立案の参考資料とすることを目的とする。近くは2020年に『第3次 松本市多文化共生推進プラン』策定が予定されており、そこでの議論に生かしていきたい。

また、19年現在、3回目となる松本市主体の外国由来の住民への調査が行われており、それにはインタビュー調査も含まれている。来年度以降、本研究の結果と19年調査の結果を比較・分析し、5年経過による変化や改善が見られる項目、見られない項目を明示し、改善が見られない項目への対応策を検討していきたい。

加えて、法務省が2018年12月末に発表した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」であるが、この対応策に日本人との交流推進のために本当に効果的な施策が盛り込まれているかは議論がある。そこで本「総合的対応策」を分析し、日本人住民との交流における問題解決に有効なものかも検証することとする。

## 2. 松本市の外国由来の住民を対象にしたインタビュー調査

### 2-1. 調査の概要

松本市人権男女共生課は、調査チームに委託し、14年6月から15年3月の間に外国由来の住民の生活実態に関するインタビュー調査を実施した。調査チームは全体で5名であり、本研究者も科学研究費補助金事業の一環として企画立案・インタビュー実施・結果まとめ等に深く加わった。

外国由来の住民への調査依頼は、日本語能力が高く、松本市多文化共生プラザ<sup>2</sup>で相談員を務めるなど松本市の多文化共生施策に協力的な複数の外国籍住民から始めた。これらの住民は日本在住期間が長く、同一出身国から来た外国由来の住民と松本市を結びつける役割を果たしている。本稿ではこれら住民を以下「キーパーソン」と記す。調査は、まずキーパーソン自身にインタビューし、続いてキーパーソンに同国籍の候補者を紹介してもらった形で被験者を増やしていった。また、14年に同時に実施された量的調査「外国人住民の生活実態に関するアンケート調査」に回答・返送した外国由来の住民のうち複数名にもインタビュー調査を依頼・実施した。

調査に参加する外国由来の住民には事前に各国語で書かれた文書「調査のご協力をお願い」を送付し、調査当日までに読んでもらった。加えて、調査当日にも渡して時間を取って読ませるようにした。

### 2-2 調査対象の外国由来の住民の内訳

インタビュー調査を行った外国由来の住民は計26名だった。

調査チームは、外国由来住民のカテゴリーをⅠ 専門・技術などを持つ者、Ⅱ 日本人の配偶者（離別者含む）、Ⅲ 定住者・中国からの帰国者 の3つに分けた。しかし、「厳しい状況にあるがアンケート調査などでは見えにくい外国由来の住民を主対象とする」という方針で調査者選定を進めたため、最終的にⅠ 専門・技術などを持つ者 には調査を実施しなかった。帰化により日本国籍を持っている者もいるが、本調査では対象に加えた。26名の国籍別内訳は以下のとおりである。

表 1 調査対象者の国籍別内訳

国	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ブラジル	タイ	台湾	インドネシア	計
I	0	0	0	0	0	0	0	0
II	1	2	5	0	6	1	1	16
III	0	3	0	7	0	0	0	10
計	1	5	5	7	6	1	1	26
在住総数注 <sup>3</sup>	1,032	1,030	495	363	173	89	23	3,710

Ⅱ 日本人等の配偶者（離別者含む）16名、Ⅲ 定住者・中国からの帰国者10名となっている。国籍別には、Ⅱ配偶者にフィリピン・タイが多く、Ⅲ定住・帰国者にブラジルが多くなった。在住総数が1,032と多い「韓国・朝鮮」に調査対象者が少ない理由は、松本市の「韓国・朝鮮」籍者には在日韓国・朝鮮の割合が高く、新たに来日して住んでいる韓国人が少ないためである。

なお、本稿の目的は「日本人住民との交流」実態であり、交流のためにはある程度まとまった在日期間を要すると考えるため、在日期間5年以上の者を対象とした。結果、台湾の1名を除外し残りの25名を調査対象とした。

### 2-3 質問項目リスト

インタビューの調査項目は、

- ①推進プランに直接関連する事項（望まれる日本語教育プログラム他）
- ②現在の生活状況・資源（労働環境、家族関係、日本人との関係他）
- ③生活歴（出身国での生活、来日後の生活とその変化他）

の3つである。なお、複数の調査員が実施しても一定の水準を保った調査結果を得るため、調査項目を網羅した質問項目リストを作成した。質問項目リストは以下の通りである。

- ① 基本属性
- ② 日本語の習得
- ③ 雇用・労働
- ④ 保育・教育： 子供の有無/就学状況/進路について話し合う相手他
- ⑤ 医療・福祉
- ⑥ 日常生活： 家族以外で頼りにする人/地域活動への参加度/災害への備え他
- ⑦ 日本人との関係： 現状/希望/日本社会への疑問/トラブルの経験他
- ⑧ 行政サービス一般

本稿では、上記質問項目リストのうち、④保育・教育 ⑥日常生活 ⑦日本人と

の関係 に対する回答に焦点を当てて結果を記載する。

なお、回答結果を以下のように分類し、分析していくこととする。

- I 日本人との交流意志なし
- II 日本人との交流の支障
- III いじめ・差別の経験あり
- IV 日本人との深い交流の経験あり

まず、Iで外国由来の住民側の交流の意思の有無について述べる。多くの外国由来の住民側に交流の意思がなければ、日本人住民との交流状況を改善させるための努力も意味をなさない。次に、IIで日本人との交流を行ううえで支障となる項目をあげる。交流の意思はあれど状況が改善できない原因となっている、日本人自身では気づきにくい、外国由来の住民から見えてくる日本人の交流阻害要因をあげる。さらに、IIIに被験者が経験した、または同国人から話を聞いた等して得られたいじめと差別の経験について記載する。最後にIVで日本人との深い交流に成功した事例をあげる。支障を超えて交流に成功した要因を探ることで、それまでの結果をふまえて今後の多文化共生施策立案において交流面での有効な施策を提案する。

### 3. インタビュー結果

以下、IからIVの分類項目に沿ってインタビュー結果をあげていく。なお意味不明箇所の整理、冗長さ削減のために発話を一部、割愛・整理して記載する。

また、発話の後の記号は国籍と発話者の識別番号である。国籍はB:ブラジル、C:中国、I:インドネシア、K:韓国朝鮮、P:フィリピン、T:タイを指す。例をあげると「P3 :フィリピン出身の被験者で3番目にインタビューした者」となる。

#### 3-I 日本人との交流意志なし

25名の被験者のインタビュー記録から「日本人との交流意思なし」と思われる項目を抜き出してみた。

「外国の人は自分の考え方なかなか変えない。私はこうやってるからいい、なんで日本の人と合わせなきゃいけないと考える。だからあまり話したくもないし」 B2

「ずっと住もうって気がないっていうのは大きいですかね。やはり◆◆に帰るって意識があると、この松本でのネットワークを強くしようっていう意思がないんじゃないかな」 B2

「なんで私達、そこまで勉強しないといけないの。だったら全部血を出して、日本の血を入れて、全部日本人にすればいいけど、他の国そこまでやらないじゃん」 II

25名の被験者による多くのコメントから抽出した数としては、本調査に協力するという時点で交流の意思がある者だということを考えても、この項目に該当する発話は少数だった。もっとも、B2は3ページに上述したキーパーソンであり、広くブラジル由来住民の声を聞いている者として調査に関わらなかった者の声を代弁したという意味は大きいので、施策立案においては、これら「交流の意思なし」という

項目にも留意する必要がある。

ただし、14年に実施された「外国人住民の生活実態に関するアンケート調査」をみても、「Q20 日本人と交流をしたいと思いませんか」に対し、65.0%が「公私共に深く付き合いたい」と回答しており、「特に日本人と交流したいとは思わない」の6.2%をはるかに凌駕していることをみると、全体的傾向として「交流の意志を持つ者が非常に多いが、意思がない者もいないとは言えない」と言えるだろう。

### 3-II 日本人との交流の支障

ここには特に多くのコメントが存在する。この「日本人との交流の支障」は今後立案する多文化共生施策での日本人との交流面を考えていくうえでキーとなるポイントだと考えるため、IIはさらに4項目に細分化する。

- ①外国由来の文化保持の意志
- ②日本的コミュニケーションへの対応難
- ③日本人住民側の異文化理解のなさ、日本文化の強要
- ④日本人住民の外国由来の住民への関心の薄さ

である。以下、各項目について実例をあげて述べていく。

#### 3-II-① 外国由来の文化保持の意志

「にぎやかにしたい、外国人、大体みんなにぎやかだけど、日本人は『ここは日本ですよ、日本じゃこういうことはいけないんですよ』って、外国人が少しずつ小っちゃくなってるんだよね。自由にナチュラルに自然に性格出なくなっちゃう。みんなこうなってるじゃん、緊張。」 I1

「(仕事で日本人と) 交流とかあるんだけど、日本人が悪いんじゃないけど、お互いだと思う。文化が違うから。休憩の時間とかは、こっちがうるさいとか、こっちが起きてないとか、いろんな感じがしてるっていうか。もう合わないっていうか」 P1

「私自身はタイに住みたい。日本はすごくいい社会だけど、いくらいい社会と言われても、自分の国、自分の親の面倒とか。そうしたい。日本もいろんな面ですごく楽だけど。心だけちょっとさみしい」 T6

ここにあげた以外のコメントも総合すると、日本人とそれなりの交流はできており現状にもある程度満足できているが、本当の自分なりの姿を日本社会では発揮できない、発揮すると日本社会とトラブルが生じるため自分にブレーキをかけている面が見えてくる。そのブレーキを長期間かける必要があるのならば、心理面の負担はかなり大きなものとなるだろう。

また、諸条件から今は日本に住んでいるが骨まで埋めたくない、年を取ったら母国に帰りたいという声は非常に多く聞く。その理由は日本社会に自分を合わせるために無意識に自分に負荷をかけており、その負荷が全く不要な母国社会への郷愁を持つためだろう。ただ、この「アイデンティティを形成し、家族・友人が多くいる母文化への郷愁」は日本にいる外国由来の住民特有のものではなく、世界中の移民がある程度は同様に持つものと考えられる。

#### 3-II-② 日本的コミュニケーションへの対応難

「日本人の本音、分からない。裏と表がある。時々『遊びにおいで』って言われるんだけど、住所とか電話番号とか言わない。どこにどう遊びに行けばいいんだろう？ブラジル人はそうじゃないんですよ。『おいで』って言ったら本当に。だからその違いで。」 B1

「いじめっ子もそうでしょう。グループを作って、同じようにやらないと、今度はその子をいじめちゃうじゃないですか。日本はそういう面が多い気がするんだけどね。同じじゃなきゃいけないプレッシャーが。」 B7

「あまり本質のことを言わない。周りの同僚にしても何にしても、特別にすごく深く話せる友達以外は本音のぶつかり合いは少ない。建前が多すぎる。」 C7

「日本人が持っている壁っていうのを感じます。もっと深く近づいていくことができない。初めはお母さんの集まり、よく行きましたよ。でも、この頃はあまり行きたくない。行ったら、話も早いし、分からないこともたくさんあるし。」 K1

日本人論でよく論じられる「本音と建て前」「壁」「同一性要求」が多くあげられている。日本に移住しようとして決意し、日本人住民との交流にも長期間、積極的に取り組んでいた外国由来の住民からも、上記のように同様の指摘を受けている。この点は改善など容易に提言できる次元のものではなく、他の対応策が必要である。

### 3-II-③ 日本人住民側の異文化理解のなさ、日本文化の強要

「先生たちが『日本にはいつまで居られるんですか』とか聞くんですよ。居る居ないは別として、でも教育はちゃんとやって欲しいというのが要望。でも学校は、どうせ日本に居ないならっていう考え方の先生もいる。それはどうかなって。」 B1

「日本はきれいだけど、でもやっぱり、いろいろ怒られるから嫌な時もあるし。前に私の友達こう言った。『本当にあなたのことが好きだからうるさく言うんですよ』と。でも、たまには、言わなくていいんじゃないかなと思うほど。髪型もこうしたらいいとか、何とか。」 B7

「ファッションとかちょっと派手かな。それで結構怒られちゃった時あります。例えば保育園とか、お母さんたち。すごいダメみたい感じ。なんか恥ずかしい。」 P2

「義理のお母さんと（外国由来の女性は）仲悪い、ほとんど。一緒に住みたくないっていうのが多い。やっぱり義理のお母さんは、外国人のことを理解してないから。外国のお嫁さんがお母さんを理解するんじゃなくて、本当はお母さんから理解してあげなきゃ。（お嫁さんは）何も知らないんだから、わかってあげないといけない。すぐ『日本は、日本人は』ばかり言うんじゃないで、その嫁のことをわかってあげないと。どうしようもないじゃん、日本人と結婚しているのは運命だから。だから、義理のお母さんとお父さん、まず若いお嫁さんを理解すると、その子も、『あ、お母さん、私のことを愛しているんだな』って分かったと、うまくいく」 II

この項目に該当するコメントは多かった。

まず、日本の TPO への対応への強い要求、特に明るく派手な外見に対する日本人側の忌避感はかなり強い。そして、それはおそらく都市部よりも中信地域は強いだろう。中信地域よりも農村部に行けばさらに強くなる。しかし、通常、農村部であ

るほど男性の結婚相手探しは困難であり、外国由来の女性が結婚相手として農村部に住むケースは長野県内でも東北地方でも多い。

そして、同一の生活意識が高コンテクスト状況下で強く共有されている家庭の中に、外国由来の人が家族の一員として入ってきた場合の理解不能と葛藤の例は多く、深刻である。たまに会う人ではなく、毎日頻繁に顔を合わせる家族同士でのトラブルは、別居、離婚、はては家庭内殺傷事件などにつながる可能性まである。また、この問題はジェンダー問題も関わってくる。結婚して家庭に入ってくる、または関わってくる外国由来の人が男性であるか女性であるかで立場の強さが大きく異なるのである。

外国由来の子供を指導する教師の姿勢に対するコメントも複数見られた。移民をしてきた自分と異なり、自らの意志でなく日本に住むことになった子供が日本社会に適応していけるかどうかは、外国由来の親の間で大きな関心事になっている。日本の子供と同様に自分たちの子供を分け隔てなく指導してもらえるか、子供が学校への不適応を起こさないかは常に気にしている点である。

### 3-II-④ 日本人住民の外国由来の住民への関心の薄さ

「冷たい。でも多分ブラジルだって、考えてみれば知らない人と喋れないでしょう。まあブラジル、皆温かいかもしれないけどその中に危険性もあるかもしれないじゃないですか。例えば日本人だってそういう危険性も感じるわけですよね」 B2

「今行っている会社は7か月前からなんですけど、課長の下で働いているんだけど、いかにも使い捨てっていう感じで見られているような気がするね。手足あればいいっていうか、教えるっていうか、コミュニケーションとるっていうか、そういうことは全然ない。その気もないっていうように見えるんだよね。」 B3

「挨拶ぐらいはしますけどね。でも、みんな自分の生活しか。」 B4

「(スーパーで義理のお母さんと一緒にいる時、周りの人が) あいさつして、ずっと話し掛けられるのがおばあちゃんだけ。こっち人間じゃないか、お化けか? って思うくらいずっと無視。目を全然合わせなくて。パパと一緒にいるときも同じ。あれがありえない。」 I1

「ウチの周りの人とは付き合いは『おはよう』だけ、挨拶。『はい、どうぞ』ってそれだけ。日本の人で相談する人いない」 T5

同じ宿舎内、職場内に外国由来の住民がいることは分かっているが、あえて近寄らない、触れようとせずに遠巻きに見ているだけという日本人住民側の「敬遠」の姿勢はよく指摘されている。同様のことは、信州大学の留学生が日本人学生の態度について述べる際にも頻繁に聞くことである。上記のコメントには、日本語が非常に上手で行政が頼りにしているキーパーソンのコメントも2件入っている。ゆるい共生ができてはいるが、上記の家族内などの深い交流が必要になれば容易に崩壊しかねない「もろい共生」状況と言えらるだろう。

### 3-III いじめ・差別の経験あり

ここでは、3-II であげたコミュニケーション障害による交流困難を一步超えた、実際に外国由来の住民が中信地域で受けたいじめ・差別の例をあげる。



「今まで日本に住んできて、『お前らブラジル人なんか、帰れ』みたいなことを子供がちっちゃい時、言われた。帰りたかったね。もし、子供が小学校入らなかつたら帰ったね。」 B6

「(仕事で) いじめられちゃった。(相談できる人がいなくて) 我慢してました。」 C1  
「実際に自分がいじめられたっていうのはないんですが、(中国の技能実習生へのいじめを)よく耳にしますね。うちの会社は中国人を全然無視とか、いじめとかそういうこと日常茶飯事だとか、そういうのはよく聞いたりする。毎日のように。不平というか。扱いは全然日本人と違うよと。」 C7

「(子供が)不登校とまではいかないけど、時々泣いてた。日本国籍になる前の名字を笑われたとか。『あんたの親は二人とも中国人だよ』って、こういういじめっぽい言葉を(周りの子供から)掛けられたのは事実ですね。ものすごいショックを受けたみたいで、上の子もね。」 C7

「会社のなかで意地悪なおばさんがいた。えらいことになったけどね。ずっといじめられて、もう大変だった、とにかく。それが初めて人生でいじめられた、アルバイトで。ひどかったね。」 I1

「例えば(同じ国の友達と)旅に行くとしたら、ちょっとうるさくしただけで、他の人はすぐ『なあに、この外人達』って顔する。やっぱり自分の言葉が使いたくないじゃないですか。それなんか、すごい気になるみたいなんだよ、周りも。チョコチョコ、顔を見て何か言っているんですね。」 P2

「娘もいろいろ大変だった。学校のいじわるにあってね。だから途中で学校やめた。いじめは一番そういう、ハーフ、外人だからね。」 P5

「近所のお店ですけど、すごい対応してきたおばあさんがいて、なんか見張っていて、『なんか盗んだ』とか、『何で来た』とか言われたことはあったんですね。でも、私は何にも悪いことしてないから毎日買いに行った。」 T1

「その人、お酒も入ってた感じもあるんですけどね。「なんだ、タイから来てるのか。タイの国が貧乏だから日本に稼ぎに来ているんだから、日本人をなめるんじゃないぞ」みたいな、そういうことを言っていたんですけどね。」 T2

「旦那さんの兄弟2人いる。旦那さんのお兄ちゃんにね、奥さんいるじゃん。奥さん、私に初めて会った時から嫌いなの。日本人じゃないから嫌い。」 T5

「授業参観とかPTAあるじゃん。(子供が)『お母さん黙っててよ、しゃべらないで、日本語下手くそだし恥ずかしいから、何も分からないからいいよ、帰って』って。他のお母さんいっぱいいたじゃん。泣いて帰っちゃった。」 T5

「夜に女の子、私も含めて五人で歩いてたんです。松本駅前。70歳位のおじいさんが来て、『どこから来たの?』って。私、松本のタイの女の子の状況よく分からなくて、気軽に返事したんだけど、10分も付いてきたんですよ。そして『いくら?』って聞いてきたんです。『いくらって何ですか?』って、まだ分からなくて。『やりたい。1時間いくら?』って言われて。もうすごいそのおじいさんとケンカっていうか、文句言ったんですよ。」 T6

キーパーソン自身の状況、周りの同国人や子供から聞き出した状況を含め、非常に多くのケースが見られた。2014年当時の松本市の実状である。現状については、2019年現在実施されているインタビュー調査の結果が待たれる。

### 3-IV 日本人との深い交流の経験あり

一方、3-IIIでいじめ・差別のケースに会った人が日本人住民と深い交流をしたケース (T6) も以下のように見られる。

「(子供が) 高校へ入るじゃないですか。やっぱり分からないところいっぱいあって。たまたまお母さんの友達がいて『これ見ますよ』って見てもらって、『ここだけ書けばいいんですよ』とかやってくれたわけですよ。」 B2

「(会社)に入った時に、優しいおばちゃん達に毎日少しずつ、ゆっくりのペースで、こういうことだよって教えてもらって。日本語で『私、あなたのお母さんになるようにしたい』。毎日、『元気?』って言って。元気ない時は『どうした? きみしい? 帰りたい?』って。」 B7

「(ナルク信州松本だいら) すごくイベントがあつて。1年10回まで。たとえば、料理会、カラオケ、スポーツ。」 C4

「(ナルク信州松本だいら) メンバー達みな、家族みたい。細かいことも気にしてくれて。このクラブに入ってそれがきっかけで、だんだん日本人と話すようになった。その前は、やっぱりあまり話せなかった。」 C5

「民生委員さん達が、全部何でも分からないこと教えてくれた。元々そのおばあさんが一番大事なのがあたしの子供のことだから、学校のことは本当に全部助けてくれた。すごくありがたいこと。今までずっと、たぶんずっとその人達にすごいありがたいんだよ。団地でも。それは全部その人達に『これ、意味は何ですか』って聞いて、それでみんなが教えてくれるんだよ。」 P4

「(結婚相手の両親との関係) すごく優しくしてもらったっていうか。認めてくれたのかな。やっぱ、一番最初に会った時はきつい顔っていうか。こっちから向こう側見てあんまりいい顔に見えないっていうか、親切に見えないっていうのだったよね。でも今は全然。向こうから話しかけてくれたり。」 T2

「昔と比べたら、最近、外国人のイメージがなんかすごくプラスになってきたり。昔は、『あの人は外国人なんだ。日本語ができないんだ』、向こうも不安で、こっちも、自分が日本語ができないから『声かけるのはやめよう』みたいな。それがなくなった。向こうが声かけてくれたり。」 T2

「料理教室で、料理の作り方覚えて、手作りだからレシピももらったり、家帰って旦那に調味料、何入ってるか聞いたり。通ってました。安いし。一回、三百円で。終わった後に一緒に食べたり。それでコミュニケーションとれてますよね。」 T4

「日本人の友達は芳川公民館の『ぼかぼかくらぶ』という所、子ども遊べる所に通ってて、そこで日本人の友達と知り合ったんです。子どもが幼稚園とか保育園入る前は、誰でも、日本人でも外国人でも遊べる所。そこの管理する人、二人いるんだけど、女の子の日本人、すごく優しくて、気楽に行くことが。1か月に2、3回ぐらいは、一緒にご飯食べたり話したりしたんだけど。そこで2回ぐらいタイ料理教えに行ったんですよ。それ教えに行ったらすごい近所の人と知り合って、その時からすごい優しく話ししてくれて、当番行く時も、すごい優しい。この辺の活動に参加することによって、何とか優しくして話してくれる。うちの隣にフィリピン人の家族もいるんだけど、でもその人は活動出たことがない。日本語あまりしゃべれないこともあるし、なので近所の人もあんまり、なかなか話すチャンスがない。」 T6

以上のように温かく支援を受けたケース、深い継続的な交流につながったケースも多く見られた。外国由来の住民との交流とさらにその先にある深い共生が可能な日本人住民もある程度の数、存在していることが見受けられる。

#### 4. 問題の解決案と今後の対応策

3. であげてきたインタビューの結果を元に、今後の松本市および日本全体の多文化共生施策ではこれらのケースにどのように対処していくべきかを考えていく。

##### 4-1 全般的な多文化共生状況の周知

在留外国人の数および日本の全人口に占める比率が史上最高を更新していることは広く喧伝されており、多くの日本人に周知されている。しかし、上記 3-II 日本人との交流の支障、3-III のいじめ・差別等の多文化共生に関する実例はどれだけ知られているだろうか。うっすらと感じられている程度ではないだろうか。それ以外の政治・経済マター、ゴシップなどに押されてその深刻さ等は認識されていない。その「知られていない状況」こそが危険であると考え。多様な国籍・文化の人々とこの松本市で共生する未来はすぐ近くに来ている。2019 年現状で必要なことは、単なる人数の増減ではなく、容姿や考え方、行動パターン、嗜好は異なるとはいえ、単なる労働者ではなく、日本人と同じ「人間」が松本市、そして日本全体が増えていき、共生が確実に進んでいくのだという事実を改めて広く周知し、日本人住民に認識させることである。漠然と「外人が増えてきたなあ」と思っているうちにアパートの両サイドが外国由来の住民になり、右往左往し、異文化の不理解と交流回避によりトラブルを起こし、それが深刻化するようになってからでは遅い。インターネットを中心としたメディアの力を利用する、2020 年に策定する「第 3 次 松本市多文化共生推進プラン」の報道と同時に松本市の実情紹介を大規模に行う、プランの関連イベントを実施する等して「多文化共生社会の到来」を大きな声で告げることが求められている。

##### 4-2 成功例の周知と拡大

4-1 と密接に関連することだが、大々的に周知する際には 3-IV であげた「日本人住民と外国由来の住民の多文化共生面での深い交流の成功例」を前面に出すことが重要になってくる。マイナス・イメージや危機意識を煽っても状況は改善せず悪化する可能性がある。日本語ができない外国由来の住民と英語等の外国語ができない日本の中年女性との交流の成功例、子供を起点にした日本・外国由来のお母さんネットワーク、料理や音楽、スポーツ等をキーにした気楽で継続的な交流の成功例などを提示し、多文化共生が遠い世界の他人事ではなく、自分自身も関わる現実世界の事象であり、それによって日本人住民の生活に新たな彩が増える可能性があることを効果的に伝えていきたい。

同時に、1. で述べた将来の多文化共生の大きな成果「外国人材がもたらす「多様性」を日本社会の沈滞ムード打開のキーとして最大限活用」を打ち出すことが極めて重要である。外国由来の様々な人材がもたらす「多様性」がバブル崩壊以来つづく日本の重苦しい雰囲気打ち払う起爆剤になると広く訴えていく。また、日本に「安定して豊かな多文化共生社会」を実現させようと訴える。

明るい面を見せない限り人は前向きに動かない。多文化共生局面の急速な変化と

同時に明るい未来を提示し続ける必要がある。

#### 4-3 新規・外国由来の住民への「日本人コミュニケーションの傾向」周知

3-II-②であげた日本人のコミュニケーション傾向は、長い期間をかけて作られてきた日本社会のアイデンティティと言えるものであり、多文化社会到来に向けて改善の必要があるものでもない。むしろ、この点は新たに松本市、日本社会の仲間となる外国由来の新規住民に十分に事前周知し、最低限の理解をしてもらう知識である。その事前周知も指導もないまま日本社会に参入および共生を開始することで不要なコミュニケーション障害や差別等が生まれる原因となっている。

本稿のメイン・テーマではないが、新規外国由来の住民への日本語教育の必要性は言を待たないところである。日本語能力不足も多文化共生の成功の大きな阻害要因であるから当然のことである。それでは日本語と同時に、ある程度のエネルギーと時間をかけて「日本人コミュニケーションの傾向」を指導していけばいいだろう。日本語教育ほどシラバス分析も教材開発もなされていない分野だけに、指導に向けた準備は異文化理解、コミュニケーション論、日本語教育学の関係者が共同して急ピッチで始める必要があるだろう。

#### 4-4 日本人の多文化共生意識醸成の取組

これまで3点述べてきたが、非常に重要であり、かつ長い時間をかけてハイレベルに構築していく必要があることは「日本人の多文化共生意識醸成」である。3章であげた3-II-③ 日本人住民側の異文化理解のなさ、日本文化の強要、3-II-④ 日本人住民の外国由来の住民への関心の薄さ、3-III いじめ・差別の経験等は全てこの「多文化共生意識の低さ」から生じている。この意識の低さは、これまでの記述で認識できたと思うが、日本人住民側が意識していないものの、かなり深刻なレベルにある。「江戸時代の300年の鎖国の影響だから仕方ない」という声がよく聞かれるように、日本人住民側で意識の低さを是認している傾向まで見られる。しかし、この意識の改善がなければ「安定して豊かで日本社会の発展につながる多文化共生社会の実現」などは不可能である。多文化共生意識の醸成については2点に分けて論じていく。

##### 4-4-1 幼児からの多文化共生教育の開始

多文化共生に関する教育は現在、幼稚園・小・中・高校のいずれでも実施されていない。本研究が所属する信州大学に入学してくる1年生で、多文化共生の基礎知識がある者はSuper Global High-school など特別な教育課程を経た者か郡馬・静岡など外国由来の住民の集住地域出身者のみで、大部分が全く知識がない。まずこの点が改善の端緒である。現在、幼稚園・保育園においても外国由来の親が幼児を預けることは珍しいことではない。この状況を大きなチャンスととらえ、幼児時から多文化共生の教育を開始することが望まれる。まだステレオタイプや誤ったナショナリズム等に染まる前の幼児期から、外国由来の友達の出身国などをキーとして国・地域の知識、日本との考え方の違い、違うことの愉しき等を指導していく。外国由来の親の協力も得て、食べ物・言語などにも触れられればさらに効果的になり、幼稚園・保育園の教員の多文化共生意識変革にも有効であろう。この流れは幼児だけで終わらせず、小学校で昇華させていく。小学校3・4年レベルになれば多文化共生局面で発生した問題に関する文書を読み、グループで議論を行わせ、自分達の意見を発表させる等の活動も可能になる。また外国由来のクラスメートの心理

面に十分に配慮しながらも、彼ら自身に日頃の想い・悩み等を述べてもらうことも可能になる。

多文化共生意識醸成の取組は、受験に向けた指導が本格的になってくる中学・高校でも忘れさせることなく続け、大学入学試験の作文のテーマ等としていってはどうだろうか。

#### 4-4-2 異文化への寛容な姿勢の醸成

対面での交流が減り、SNS 交流が爆発的に増加して深い心の通い合いが減ったこと、またトランプ大統領の誕生から生まれた世界での自国第一主義、排他主義の広まり等により、日本社会でも「寛容な姿勢」が大きく減退している。当然のことながら、不寛容は「日本人と大きく容姿も文化も異なる外国由来の住民」へは非常に厳しい対応となって現れている。まずは、この現状を認識することが重要である。昭和の日本人が持っていた寛容さ・鷹揚さは減退しているのである。このことは、4-4-1 であげた子供への対応より困難である。すでに教育が終わった年齢層の意識に深く根付いたものであるからだ。この状況の改善には、まずは4-1 および4-2 の取組の着実な実施が遠回りながら効果的だろう。多文化共生の広がりや成功例の周知と同時に、日本社会に異文化への不寛容が見られる現状を指摘し、多文化共生の成功による成果、日本の発展と「安定して豊かな多文化共生社会」実現を訴え続けていくことである。

#### 4-5 外国由来の住民の情報提供

大々的な周知は重要だが、同時に日本人住民の不安回避のために「共生相手」である外国由来の住民に関する情報を提供する必要がある。ここでも2点に分けて述べていく。

##### 4-5-1 外国由来の住民の意向・文化などの周知

全ての国々の文化紹介などは煩雑すぎで無意味なことであるが、これまでの調査および経験的に分かってきた外国由来の住民の日本定住の意向・文化などを日本人住民に簡潔に的確に周知する努力を始めるべきだろう。3-I 日本人との交流意志なしの者がいることや3-II-① 外国由来の文化保持の意志があること等は情報提供しておく必要がある。また、これまでに起きた異文化葛藤や衝突の具体例をあげ、それがどのように解決することができたか、また事前に回避するにはどうすればよかったのか等をケーススタディ的に学習する教材と機会を用意していきたい。キーパーソン・レベルの外国由来の住民を有償で活用し、自文化紹介やイベント実施等を行っていくことも効果的だろう。

##### 4-5-2 外国由来の配偶者に関する情報提供

3-II-③で述べた外国由来の配偶者、特に女性配偶者、いわゆる嫁に関しては、都会ではなく農村部等で多くのケースが見られること、日本の家意識、ジェンダー等が絡んで複雑・深刻化することが多いことから、日本全体とは別に地域別に情報周知をしていくことが望まれる。この場合も困難なケースや失敗例をあげるのではなく、3-IVであげた成功例などを元に、どのようにして成功に至ったかを中・高齢者に考えさせるような取組がいいのではないかと。

#### 4-6 外国由来の子供への教育

今後の成功した多文化共生社会実現を考えるうえで非常に重要なことが、外国由来の子供への言語面・心理面等に十分に配慮した教育である。現状では外国由来の

児童・生徒は義務教育の対象ではなく、3章にあったように教員の中にも十分な指導を行っていないケースが散見される。言語面では限定的な生活日本語のみ習得して学習日本語が未修得のため、十分な成績を上げられない児童・生徒が多い。またクラスメートによる無視やいじめ、教師の支援不足等により心理面でも大きな悩みを抱えているケースが多い。2019年に文部科学省が外国由来の児童・生徒について初めての全国調査を行い、不就学の可能性がある者が19,654人と全外国由来の児童・生徒の15.8%になるという深刻な状況が報じられた。外国由来の児童・生徒は日本人児童・生徒の多文化共生教育の最高の教材であると同時に、彼らが親の母語も維持しつつ高校入学レベルの日本語を習得し、大学にも多く進学して日本社会を支える人材となっていけば、彼らの出身国と日本をつなぐ貴重な人材として活躍していける。豪州が以前から採用している言語政策である。そのような先進事例に学び、日本における世界に誇れる外国由来の児童・生徒への教育を構築していく必要がある。それは取りも直さず、優秀な若い外国由来の人材を日本に呼び込むことにつながる。自分の子供達の教育はそれら人材の重大な関心事であり、移民先を決定する際の重要な選択要素になっている。その選択に耐えうる教育体制構築が求められる。

#### 4-7 国としての多文化共生の基本法の制定

6の教育に関しては、文部科学省のみでなく多くの省庁が関わり日本社会全体のコンセンサスも取って進めていかなければ効果が上がらない。教育以外の1.の周知や多文化共生意識醸成等も一部の省庁や先進的な地方行政組織が音頭を取って進めても十分な成果は望めない。日本人住民全般の意識改革や発想転換を図るには、やはり、国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度、政策、対策に関する基本方針・原則・準則・大綱を明示する基本法を、多文化共生面で制定することが強く求められている。宮城県は2007年に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を定め、すでに第3期の共生社会推進計画を実施している。この条例は、県レベルでの基本法に当たるものであり、宮城県の多文化共生状況はこの12年で着実に改善している。この条例策定の中心となった明治大の山脇は2009年に以下のように述べている。

社会統合政策に関しては、まず、多文化共生社会基本法（仮称）を制定し、総合的かつ計画的に多文化共生社会の形成をめざしていくことが重要である。基本法の意義は、人権尊重、社会参画、国際協調といった多文化共生社会の基本理念を明らかにし、国の施策の推進体制を定めることにある。また、社会統合政策を担当する組織を設置し、多文化共生社会の形成の推進に関する企画立案や関係省庁間の総合調整を行うことも必要である。

多くの研究者、多文化共生の実践者から基本法制定の必要性主張がなされながら、安倍政権下では「移民」という用語すら用いられず制定の機運すら見えないまま、危機的な「人手不足」状況が現出してきた。このまま手をこまねいて手遅れとなる前に、本稿で述べてきた状況の効果的な周知、意識変革と醸成、子供への教育など全てのベースとなる基本法制定が待たれる。

## 5 国の総合的対応策での日本人住民との交流面の検討

本章では2018年に法務省が発表しその後も主体となって実施している「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取り上げる。本対応策は同時期に実施された入管法改正の直後に発表され、国として具体的に実施していく施策について述べたものである。大きく4本柱があり、Ⅰ 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、Ⅱ 生活者としての外国人に対する支援、Ⅲ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組、Ⅳ 新たな在留管理体制の構築からなっており、211億の予算化がされている。これだけ見ると多方面にバランスよく配慮された効果的な施策と見えるが、全56施策のうち、本稿の日本人住民との交流と深い共生の促進に関するⅠはわずか2施策が記載されているに過ぎない。全体の73.2%にあたる41施策はⅡ 生活者としての外国人に対する支援に集中しており、「外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等」は、最初のⅠに配置はしてあるものの「取ってつけた」印象が否めない。

内容面では、1 『『国民の声』を聴く会議』において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取、2 全ての人々が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進 があげられている。『『国民の声』を聴く会議』は18年9月に設置されたもので、18年11月に13の業種の日本人関係者、4カ国の外国由来の住民への聴取等を実施し、19年9月に第2回が開催されている（法務省2019）。しかし第2回の内容は、特定技能制度の運用状況、外国人の雇用促進のための外国人共生センター(仮称)の設置等、上記ⅠよりもⅡに寄った提言がなされている。「心のバリアフリー」は障害者も含めた共生社会の実現のために「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(2017)で述べられたものであり重要な理念であるが、法務省の総合的対応策の中で具体的にどのように進めるかは明確ではない。

このように国の姿勢として、日本人住民との交流と深い共生の促進に真剣に取り組もうとしているとは言えない。

## 6 おわりに

本稿では2014年に松本市で行われた外国由来の住民を対象にしたインタビュー調査をもとに、日本人との交流面に焦点を当てて生の声を提示し、そこから浮かび上がる課題への対応を提言してきた。1. で上述したように2019年に2回目となる外国由来の住民へのインタビュー調査が実施されている。そこで、本稿と2019年度調査の結果を比較・検討することを今後の方向性とする。そこから新たな課題とそれへの対応策の発見等を進め、多文化共生施策を進展させていきたい。

---

<sup>1</sup> 特定技能： 入管法改正により新たに生まれた在留資格で、技能実習の継続・拡大の意味合いがある。現在は特定技能1号のみ運用されているが、5年後に2号の運用が開始され、こちらは資格の複数回更新が可能、家族呼び寄せが可能という実質的な「移民受入れ」となる。

<sup>2</sup> 松本市多文化共生プラザ： 『第1次 松本市多文化共生推進プラン』に記載されており、2011年のプラン成立後、12年に松本市Mウイング内に設置された組織。NPO法人 CTN(中信多文化共生ネットワーク)に委託運営されている。

<sup>3</sup> 在住総数： 松本市の在住外国籍住民数で、2016年末のデータである。

---

## 参考文献

1. 法務省(2019)「「国民の声」を聴く会 (第2回)  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00144.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00144.html)
2. 法務省(2018)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」  
<http://www.moj.go.jp/content/001297383.pdf>
3. 法務省(2018)「「国民の声」を聴く会議」  
[http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00067.html](http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00067.html)
4. 松本市役所(2016)『第2次 松本市多文化共生推進プラン』  
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/jinken/jinken/kyosei.files/plan.pdf>
5. 佐藤友則(2014)『多文化共生 8つの質問』学文社
6. 山西優二(2013)「エンパワーメントの視点からみた日本語教育 —多文化共生に向けて—」『日本語教育』155号 pp5-19
7. 榎井縁(2011)「地域国際化協会と「多文化共生」の行方」『移民政策研究』Vol.3 pp102-115
8. 松本市役所(2011)『松本市多文化共生推進プラン』  
[https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/jinken/jinken/87014520120820153057152.files/matsumoto\\_tabnkakyousei\\_plan.pdf](https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/jinken/jinken/87014520120820153057152.files/matsumoto_tabnkakyousei_plan.pdf)
9. 山脇啓造(2009)「多文化共生社会の形成に向けて」『移民政策研究』Vol.1 pp30-41  
[http://iminseisaku.org/top/pdf/journal/001/001\\_030.pdf](http://iminseisaku.org/top/pdf/journal/001/001_030.pdf)
10. 都築くるみ(2009)「日系ブラジル人の生活と日本人との交流：県営A団地で生活する人々を事例に」『調査と社会理論』27号、63-83
11. 春原憲一郎・井上洋・松岡洋子・足立祐子・塩原良和・野山広(2009)『移動労働者とその家族のための言語政策』ひつじ書房
12. 濱田国佑(2006)「地域住民の外国人との交流・意識とその変化：群馬県大泉町を事例として：第4章 共生に関する展望と町に対する意識」『調査と社会理論』22号 59-78

(信州大学 総合人間科学系 グローバル化推進センター 教授)  
2019年12月3日受理 2020年2月1日採録決定